

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年6月1日（月） 午前10時00分～午後0時07分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 ささせ順子 副委員長 なかじま和代 委 員 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし 加藤和男 川合保生 野村ひろし
職務のため出席した者の職氏名	市 長 吉田一平 総務部長 中西直起 総務部次長 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 財政課長 嗟峨 剛 議 長 青山直道 委員外議員 山田かずひこ 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ

議長 市長

2 議題

(1) 令和2年第2回長久手市議会定例会議事日程について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、財政課長、行政課長＞

- ・ 追加議案第55号（議案の概要のとおり）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関わる緊急の施策を実施する必要があるため追加議案を提出する。

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、財政課長、行政課長退席＞

イ 一般質問について

＜説明：事務局＞

- ・ 発言通告 個人質問 13人

（事務局） 一般質問の順序について、6月16日4人、17日5人、18日4人とするA案と、6月16日5人、17日4人、18日4人とするB案の2案について諮っていたきたい。

（委員長） 一般質問についてA案とB案のどちらがよいか意見を伺いたい。

(委員) 6月16日は、一般質問の前に議案の採決があるためA案がよい。

(委員長) A案という意見があったが、A案でよいか。

<異議なし>

(事務局) 新型コロナウイルス感染症対策として一般質問の項目が少なく進行が早くなる可能性があるが、お昼休憩を入れる場合、個人質問の項目の途中で休憩を入れるか、個人質問の途中で休憩は入れず休憩時間を長くとるのがよいか協議していただきたい。

(委員) 時間配分は本人に任せて議長に合図を送る等して対応すればよい。

(委員) 基本的には個人質問の項目の途中で休憩は入れないほうがよい。

(委員) 議長の判断でよい。

(委員長) 議長に適切な時間配分を委ねることでよいか。

<異議なし>

(委員長) 議場内の密集を避けるため、一般質問の際の対策を検討し、議長から提案があった。

(議長) 一般質問時の議場内の議員を12人とした案を作成したので協力をお願いしたい。事務局から説明してもらおう。

(事務局) 個人質問13人ごとの議場出欠表及び配席表の案である。議場内の議員は12人とし、6人は議長室で傍聴していただく。入れ替わりの際は、暫時休憩とするので氏名標を倒して退席していただきたい。本会議の始まりと終わりは18人が議場にそろふこととする。執行部の出席も関係する部のみの対応としたい。

(議長) 前後重ならないよう椅子の移動をしてほしい。

(委員) 議場の議員を12人にしたのはなぜか。また、議場にいないことはどのような取り扱いになるのか。

(議長) 隣同士が密にならないようにすると6人抜けることができるため12人とした。定足数は満たしているため本会議は成立するが、早退届等の手続きが必要となるため本会議の始まりと終わりは議場に18人がそろふこととする。

(委員) 議場から退出することはよいのか。

(事務局) 本会議の始めと終わりに18人そろっていれば、現在の取り扱いとしては問題はない。途中で退出することについての取り扱いは決まっていない。新型コロナウイルス感染症対策のための今回限りの取り扱いとしたい。

(委員) 前例を作つてはいけないため新型コロナウイルス感染症対策のための取り扱いとしてほしい。

(委員) 議場に全ての議員、執行部職員が出ていないことを市民に周知する必要がある。

(事務局) 市民へはホームページ等で案内をしていく。

(委員) 議長が許可していることをわかるようにしておけばよい。

(委員長) 議長提案のとおり進めてよいか。

<異議なし>

- (委員) アクリル板等の設置はしないということによいか。
- (議長) 密にならないよう席をあけることと、マスクを着用して発言することで対応できるとした。
- (委員) 明確にマスクを着用して発言するのか。
- (委員長) マスクを着用して発言する。

ウ 議事日程について

<説明：事務局> (議事日程第1号～第6号のとおり)

- ・ 第1号 議席の変更
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
議案第43号から議案第55号まで(上程、説明)
議案第51号(議案質疑、委員会付託)
同意案第11号(上程、説明、議案質疑、討論採決)
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑
議案第51号(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
議案第43号から議案第50号まで及び議案第52号から議案第55号まで(議案質疑、委員会付託)
- ・ 第3号 議案第43号及び議案第55号(委員長報告、委員長報告に対する質疑
討論採決)
一般質問(個人質問)
- ・ 第4号～第5号 一般質問(個人質問)
- ・ 第6号 議案第44号から議案第50号まで及び議案第52号から議案第54号まで(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- ・ 議案第43号及び議案第55号は6月16日に委員長報告から討論採決まで

(委員長) 議事日程について、説明のとおりによいか。

<異議なし>

(事務局) 会期日程について、6月15日の予備日を予算決算委員会とし、6月22日の予算決算委員会を休会とすることについて諮っていただきたい。

(委員長) 会期日程の変更について、説明のとおり変更してよいか。

<異議なし>

エ その他

委員会付託追加議案

<説明：事務局> (付託表のとおり)

- ・ 予算決算委員会 予算1件
- ・ 請願書なし、陳情書8件

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(委員長) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う傍聴者の受入れについて事務局から説明してもらう。

(事務局) 以前傍聴者の検温の提案があった。非接触型体温計を用意できたので傍聴者の検温を実施するが37.5度以上ある場合は傍聴を断ることでよいか協議していただきたい。

(委員) 傍聴受付に体温が37.5度以上の方は傍聴できないことを表示するとよい。

(委員) 事前にホームページでお知らせする。

(委員長) 事前にホームページやフェイスブックでお知らせし、傍聴受付に表示しておくことでよいか。

<異議なし>

(委員長) 本会議の傍聴は定員20人、委員会は定員10人となっているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回は本会議の傍聴は10人、委員会の傍聴は5人とする。一般質問はこれまでどおり本庁舎1階と西庁舎1階のモニターテレビで見ることができる。

(議長) 委員会は一般の傍聴者を優先として5人までとしてほしい。議員の傍聴は席が空いてなければ音声が届くため議場をお願いしたい。

(委員長) 傍聴者の対応についてはこのとおりとしてよいか。

<異議なし>

<休憩 午前10時58分>

<再開 午前11時10分>

(2) 令和2年第3回定例会の日程について(会期日程案のとおり)

<説明:事務局>

- ・ 9月3日(木)から9月30日(水)までの28日間

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(3) 議会基本条例の検討課題について

(委員長) 見直し手続の議会基本条例第22条について、条文の文言を見直すかどうか会派の意見を伺いたい。

(改革ながくて)

改選後速やかに条例の目的が達成されているかどうか検討するのは難しいため、条文を「必要に応じ」「適宜」などの文言に見直するとよい。

(芯政クラブ)

条文「～一般選挙を経た任期開始後、～」の「開始後」を削除し、新たにこの条例の目的が達成しているかどうかを常に検証し必要があると認めるときは

この条例の改正を含め適切な措置を講ずるものとする。という条文に見直すことを提案する。

(無会派、長久手グローバルネット)

条文の「速やかに」を「必要に応じて」「随時」「適宜」に見直す。

(委員) 改選後速やかにという文言は必要だから出てきた文言だと思われるが検討を開始することはすぐにできるのではないかと思うためこのままでよい。

(議長) 議会基本条例検証会議の結果は条文改正必要なしとした。検討を始めても長くかかってしまっは意味がない。

(委員) 議会改革特別委員会ではなく議会運営委員会で議論するのか。

(議長) 特別委員会は常時設置されているわけではないため、議会基本条例では議会運営委員会で検討することになっている。

(委員長) 昨年度の議会運営委員会で議会基本条例については議会運営委員会で、議会基本条例の運用の課題については特別委員会で進めるということになった経緯がある。

(委員) 「速やか」は法律用語でスピードにより決まる。「必要に応じて」「適時」等であれば幅をもたせた解釈が可能である。

(委員長) 条文の文言を改正する方向で進めてよいか。

<異議なし>

(委員長) 次回の会議の前に、会派からの意見をまとめたものを配付し、改正の内容や運用について意見を伺いたい。

(委員長) 次に、災害時の対応の議会基本条例第 21 条について、災害対策行動マニュアルに感染症対策について加筆するかどうか会派の意見を伺いたい。

(芯政クラブ)

災害対策行動マニュアルの目的 2 として、新たに市議会災害対策本部会議の設置を追記し、内容は議長は市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合に必要があると認める時は、市災害対策本部と連携して市議会災害対策会議を設置することができる。2 基本方針(3)をその他の災害、及び重大な健康危機等発生時の恐れがある場合としてはどうか。

(無会派) 災害対策行動マニュアルの 5 行動基準に別立てで新型コロナウイルス感染症に対応できるよう追記する。他に、「6 規定に定めがないものは議員が協議して定める。」で対応するという意見があった。

(改革ながくて)

市は平成 27 年に長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。議会もそれに対応したものを災害対策行動マニュアルとは別で作成したほうがよい。

(長久手グローバルネット)

議会基本条例が災害時の対応となっているので感染症の流行もあわせて、災害対策行動マニュアルに追記すればよい。4 行動原則の長久手市地域防災計画の後

に等を入れる。5 行動基準は感染症対策の行動基準を追記し、議長が必要とした場合議員に出席を促すことで迅速に対応できるような基準とするとよい。

(委員長) 会派の意見をもとにまとめたものを配付するので次回意見を伺いたい。

(委員長) 議会基本条例の災害時の対応について議会運営委員会と議会改革特別委員会のどちらで検討するか意見を伺いたい。

(委員) 議会運営委員会で検討すればよい。

(委員長) 議会運営委員会で検討することでよいか。

<異議なし>

(委員) 感染症対策について災害対策行動マニュアルと別に新たに作るか、追記するのは決める必要がある。感染症についてはわからないことが多い状況の中で災害対策行動マニュアルに追記する程度でよいのかと思う。

(委員長) 感染症対策の取り扱いについてどうするか意見を伺いたい。

(委員) 感染症対策の行動指針も基本条例についてもすぐに作成、改正というわけではない。年内ぐらいをめどとしてよく考えて進めていけばよい。

(委員長) 会派の意見を書面にして配付し次回意見を伺う。

(委員長) 議会運営委員会の検討事項のスケジュールを資料として配付した。スケジュールの目安として進めていく。

(4) 議会報告会について

(委員長) 議会報告会を今年度開催するかどうか、また開催する場合はどのような方法で開催するか会派の意見を伺いたい。

(無会派) 開催する 2 人、開催しない 3 人、どちらともいえない 3 人であった。

開催方法は、10 月か 11 月開催予定で準備を進め、告知する頃に新型コロナウイルス感染症の状況をみて判断する。定期的に開催とあるが市民の安全に配慮して中止することも可能とする。議会に意見を言いたいという場合はぎりぎりまで判断を待つ。少人数でテーマを決めて密にならない方法で開催する。今年度は中止して、来年度以降 ICT を活用することを検討してはどうか。という意見があった。

(芯政クラブ)

日程及び会場を決め開催する方向で準備を進めていく。2 か月前をめどに中止を決定する。中止の場合は配付予定の資料をホームページで公開する。

(改革ながくて)

議会報告会は中止の方向でよいのではないか。中止する場合はホームページで課題を提案してメール、ファクス等で意見交換できるとよい。

(長久手グローバルネット)

人を集めない方法で開催する。小中学生向けに動画を作成し学校で見てもらい、アンケートを実施する。大人向けにはひまわりネットワークでダイジェスト版として取り扱っていきもらい、ホームページで 10 分程度の報告会を掲載し、

双方向の意見のやりとりができるようにする。

(委員長) 議会報告会の準備をしていく方向で進めてよいか。

(委員) 会派で話し合いたい。

(委員) 今までと同じ方法で行うのではなく新たな方法で開催するには準備が必要である。新たな方法で行うかどうか意見を聞く必要がある。

(委員長) 次回、再度会派で話し合い意見を伺いたい。どのように意見をもらうかは改めて連絡する。

3 その他

(議長) 議会の備品として議員のロッカーが必要かどうか会派の意見を伺いたい。

(芯政クラブ、長久手グローバルネット)

必要ない。

(無会派) 1人以外は必要ないという意見であった。

(改革ながくて)

書類等が入るロッカーはあったほうがよい。

(副委員長) 会派で検討した政務活動費の資料を配付するので目を通しておいてほしい。

(委員長) 次回は令和2年6月24日(水)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。